

令和7年10月22日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（23営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	南幌	1両×	49日	旭川	浅茅野	1両×	84日
		2両×	47日				
札幌	芦別	1両×	29日	室蘭	大岸	1両×	139日
		3両×	27日				
札幌	江別	2両×	30日	室蘭	穂別	2両×	53日
札幌	浦臼	1両×	36日	釧路	鶴居	1両×	64日
						1両×	63日
函館	北斗北	1両×	44日	釧路	虹別	1両×	84日
		2両×	42日				
函館	瀬棚	1両×	132日	釧路	中標津	2両×	30日
函館	今金	3両×	41日	帯広	足寄	1両×	42日
						3両×	39日
旭川	沼田	1両×	48日	帯広	忠類	1両×	74日
		1両×	47日			1両×	73日
旭川	天塩	1両×	57日	北見	網走	3両×	20日
		1両×	56日				
旭川	初山別	1両×	23日	北見	上渚滑	1両×	87日
旭川	鬼鹿	1両×	92日	北見	白滝	1両×	60日
旭川	利尻くつがた	2両×	55日				

3. 処 分 日

令和7年10月22日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744